

桐生市子どものための教育・保育の 利用者負担額等に関する条例案について

平成 27 年 2 月 20 日

桐生市 保健福祉部 子育て支援課

教育委員会教育部 学校教育課

議案第 11 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。)に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるとともに、特定教育・保育施設における利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額をいう。
- (4) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (5) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する事業をいう。

(利用者負担額)

第3条 支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当するもの 別表第1に定める額
 - (2) 法第19条第1項第2号に該当するもの 別表第2に定める額
 - (3) 法第19条第1項第3号に該当するもの 別表第3に定める額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により別表第1、別表第2又は別表第3の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が国の定める給付単価の額を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、当該給付単価の額を限度とする。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)から第3条に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から、第3条に定める利用者負担額を徴収する。

(市が設置する特定教育・保育施設の時間外保育負担金の徴収)

第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する時間外保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から、別表第4に定める時間外保育負担金を徴収する。

(市が設置する特定教育・保育施設の一時預かり事業負担金の徴収)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する一時預かり事業を受けた子どもの保護者又は扶養義務者から、別表第5に定める一時預かり事業負担金を徴収する。

(利用者負担額等の減免)

第7条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額、時間外保育負担金及び一時預かり事業負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(桐生市立学校授業料等に関する条例の一部改正)

2 桐生市立学校授業料等に関する条例(昭和47年桐生市条例第37号)の一部を次のように改正する。

題名中「桐生市立」の次に「商業高等」を加える。

第1条中「並びに桐生市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の入園料及び保育料」を削る。

第2条の見出し中「高等学校の」を削る。

第3条の見出し中「高等学校の」を削る。

第5条の見出し中「高等学校の」を削る。

第10条から第13条までを削り、第14条を第10条とする。

(桐生市保育園条例の一部改正)

3 桐生市保育園条例(昭和62年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

1 保育料は、支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。

以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)

の居住地の市町村が定める利用者負担額とし、その他特別な事情がある場合は、市長が別にこれを定める。

- 2 保育園に入園した支給認定子ども(支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。)に係る支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)は、保育料を納期限までに市に納付しなければならない。
第6条第3項中「保護者」を「支給認定保護者等」に改める。

(桐生市保育の実施に関する条例の廃止)

- 4 桐生市保育の実施に関する条例(平成10年桐生市条例第10号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	教育標準時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	800円
C		所得割非課税 (均等割課税)	1,300円
D1		所得割課税額 48,600円未満	3,900円
D2		所得割課税額 48,600円以上 58,600円未満	5,300円
D3		所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	6,300円
D4		所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	8,200円

D5	所得割課税額 77,100 円以上 97,000 円未満	9,100 円
D6	所得割課税額 97,000 円以上 107,000 円未満	10,000 円
D7	所得割課税額 107,000 円以上 117,000 円未満	10,600 円
D8	所得割課税額 117,000 円以上 127,000 円未満	11,300 円
D9	所得割課税額 127,000 円以上 169,000 円未満	11,700 円
D10	所得割課税額 169,000 円以上 211,200 円未満	12,000 円
D11	所得割課税額 211,200 円以上 301,000 円未満	13,200 円
D12	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	15,500 円
D13	所得割課税額 397,000 円以上	17,800 円

備考

- この表における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、B 階層及び C 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、D1 階層、D2 階層、D3 階層及び D4 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 平成 27 年度の支給認定子どもに係る利用者負担額についてこの表を適用する場合は、備考第 2 項の規定の適用後の利用者負担額の算定額と 6,200 円とを比較していずれか低い額とする。
 - 4 平成 28 年度の支給認定子どもに係る利用者負担額についてこの表を適用する場合は、A 階層から D3 階層までは備考第 2 項の規定の適用後の利用者負担額の算定額と 6,200 円とを比較していずれか低い額とし、D4 階層から D13 階層までは備考第 2 項の規定の適用後の利用者負担額の算定額から 6,200 円を減じた額の半額に 6,200 円を加えた額(ただし、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた後の額)とする。
 - 5 同一世帯において満 3 歳から小学校 3 年生就学年齢までの範囲内の子どもが、複数人同時に、小学校(就学免除等により小学校に就学していない場合であっても、就学年齢と同一年齢であるときは、就学しているものとみなす。)、特別支援学校小学部に就学し、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考第 2 項、備考第 3 項又は備考第 4 項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3 人目以降については無料とする。
 - 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義	保育標準 時間		保育短 時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	1,900円	1,900円
C		所得割非課税 (均等割課税)	7,200円	7,000円
D1		所得割課税額 48,600円未満	8,800円	8,600円
D2		所得割課税額 48,600円以上 58,600円未満	11,800円	11,500円
D3		所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	14,200円	13,900円
D4		所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	18,400円	18,000円
D5		所得割課税額 77,100円以上 97,000円未満	20,400円	20,000円
D6		所得割課税額 97,000円以上 107,000円未満	22,400円	22,000円
D7	所得割課税額 107,000円以上 117,000円未満	23,600円	23,100円	

D8	所得割課税額 117,000 円以上 127,000 円未満	25,200 円	24,700 円
D9	所得割課税額 127,000 円以上 169,000 円未満	26,200 円	25,700 円
D10	所得割課税額 169,000 円以上 211,200 円未満	26,800 円	26,300 円
D11	所得割課税額 211,200 円以上 301,000 円未満	27,400 円	26,900 円
D12	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	27,600 円	27,100 円
D13	所得割課税額 397,000 円以上	27,800 円	27,300 円

備考

- 1 この表における地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、C 階層及び D1 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが、複数人同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考第2項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は別表第3の規定を適用する。

別表第3(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,900円	1,900円
C		所得割非課税(均等割課税)	7,200円	7,000円
D1		所得割課税額48,600円未満	8,800円	8,600円
D2		所得割課税額48,600円以上58,600円未満	11,800円	11,500円
D3		所得割課税額58,600円以上68,000円未満	14,200円	13,900円
D4		所得割課税額68,000円以上77,100円未満	18,800円	18,400円

D5	所得割課税額 77,100 円以上 97,000 円未満	20,800 円	20,400 円
D6	所得割課税額 97,000 円以上 107,000 円未満	26,800 円	26,300 円
D7	所得割課税額 107,000 円以上 117,000 円未満	31,000 円	30,400 円
D8	所得割課税額 117,000 円以上 127,000 円未満	34,400 円	33,800 円
D9	所得割課税額 127,000 円以上 169,000 円未満	36,900 円	36,200 円
D10	所得割課税額 169,000 円以上 211,200 円未満	39,000 円	38,300 円
D11	所得割課税額 211,200 円以上 301,000 円未満	40,600 円	39,900 円
D12	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	43,000 円	42,200 円
D13	所得割課税額 397,000 円以上	44,000 円	43,200 円

備考

- 1 この表における地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、C 階層及び D1 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯

ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが、複数人同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考第 2 項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3 人目以降については無料とする。

別表第 4(第 5 条関係)

区 分	時間外保育負担金
1 時間当たり	100 円

別表第 5(第 6 条関係)

1 市立幼稚園

区 分	一時預かり事業負担金
1 時間当たり	100 円

2 市立保育所

区 分	一時預かり事業負担金	
	1 日当たり	4 時間未満
3 歳未満児	2,000 円	1,000 円
3 歳以上児	1,500 円	750 円

議 案 説 明

議案第 11 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例案

子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、子どものための教育・保育の利用者負担額等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。